

# 長野県教員研修体系作成会議設置要綱

長野県教育委員会

## (設置)

第1 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言（平成25年3月。以下「提言」という。）を受け、教員の資質や能力の向上を図るための研修のあり方を検討し、より効果的な研修体系を作成するため、教員研修体系作成会議（以下「作成会議」という。）を設置する。

## (設置期間)

第2 作成会議の設置期間は、設置の日から平成25年度末までとする。

## (任務)

第3 作成会議は、次の事項を協議・検討するものとする。

- (1) 長野県教育の大切にすべき点とめざす教員像（理念とミッション）
- (2) 教員に求められ、高めるべき資質や能力
- (3) 教員のライフステージに応じた指定研修を含めた校外研修、校内研修等のあり方
- (4) 県教育委員会と市町村教育委員会の連携や役割分担の明確化
- (5) その他、提言で求められている事項

2 作成会議は、作成した教員研修体系を教育委員会へ報告する。

## (組織)

第4 作成会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

## (任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成25年度末までとする。

## (座長)

第6 作成会議に座長を置き、座長は委員が互選する。

2 座長は会務を総理する。

3 作成会議に座長が指名する座長代理を置き、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

## (会議)

第7 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 作成会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 作成会議に、オブザーバーを置くことができる。

4 作成会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8 作成会議の庶務は、教育委員会事務局教学指導課において処理する。

## (雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、作成会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。